

全国民生委員互助共励事業 財政にかかる給付基準・ 運用等の見直しについて

《見直し内容》

- (1) 一般給付における退任慰労金給付基準
- (2) 公務給付における公務傷害、公務疾病給付基準

- 全国民生委員互助共励事業 運営要綱における「全国民生委員互助共励事業取扱要領」を改定（令和6年度 全民児連第1回評議員会、令和6年度 第1回全国民生委員互助共励事業運営委員会にて承認）。

(1) 一般給付における退任慰労金給付基準の見直し

新	旧
退任慰労金 「在任3年を超える9年未満 3,000円」 「在任15年以上 7,000円」 の2区分を廃止し、 「 在任9年以上を一律 5,000円 」とする。	退任慰労金 「在任3年を超える9年未満 3,000円」 「在任9年以上15年未満 5,000円」 「在任15年以上 7,000円」 （令和4年12月より現行）

【適用時期】

令和10（2028）年12月1日施行

（※令和10年一斉改選に伴う11月30日退任者への給付より適用）

- 今回の適用時期において、次期一斉改選の令和7年ではなく、令和10年の一斉改選からとした理由は、令和7年の退任慰労金支払いの原資は、令和5年度の会費徴収からすでに開始しているため。

【改定の背景】

- 互助事業財政のなかで「退任慰労金」の給付額の割合が最も高く、とくに3年に1度の一斉改選時は、毎回多くの退任者が発生するため給付額が大きい（令和4年度：約3億円を給付）。
- 退任慰労金の給付のため、毎年度積立を行っているものの、令和4（一斉改選）年度末実績における積立残高は5億1千万円と、平成26年度以降の積立額としては過去最低を記録した。
- 退任慰労金の区分・給付額の見直しは、これまでも実施してきたが、今回あらためて上記のとおりに見直すことで、互助事業財政全体の健全化につなげる。
- なお、この間、退任者においては、1期～2期の委員が多いことから（令和4年度実績：3期末満60.6% 45,804人／全給付対象75,585人）、全民児連で議論を重ねた結果、対象となる委員は3期9年未満の退任者を除き、長く務めてきた3期9年以上の退任委員に限定し、一律5千円として給付する。

【改定による効果（見込み）】

- 今回の改定では、3期9年未満（3千円）の退任者対象外とし、5期15年以上（7千円）の給付額を2千円減額することで、
令和10年度一斉改選時には、約1億6,000万円の給付額が減額する見込み

（2）公務給付における公務傷害、公務疾病給付基準の見直し

新	旧
公務傷害に対する給付 「基本（基準）額 一律 20,000 円」	公務傷害に対する給付 「基本（基準）額 一律 30,000 円」 (平成29年度より現行)
公務疾病に対する給付 「基本（基準）額 一律 20,000 円」 (⇒公務に起因する疾病により入院又は10日以上の通院加療を必要とした場合)	公務疾病に対する給付 「基本（基準）額 一律 30,000 円」 (⇒公務に起因する疾病により入院又は10日以上の通院加療を必要とした場合) (平成13年1月29日より現行)

【適用時期】

令和7（2025）年4月1日（令和7年度以降の発生より適用）

【改定の背景】

- 全国民生委員互助共励事業の給付が増加し、財政健全化が求められている現状とともに「民生委員・児童委員活動保険制度」が創設された今日、公務傷害の給付基準が軽微なケガであっても一律3万円からの支給になっていることについては、かねてより、「見舞金」という特性を考慮しても高額ではないかとの意見が多くあった。
- また、公務給付は、現在の「民生委員活動保険制度」が創設される前（平成26年度に同保険が創設）から給付を行っており、同保険制度ができてからは、公務給付と併給できる仕組みとなっている。
- さらには、民児協として「ボランティア活動保険」に加入している場合、「民生委員活動保険」との併給が可能のため、つまりは公務給付との併給も可能となる場合があり、「見舞金」と言えど、総額支給額がかなり高いのではないかという課題意識があった。
- 以上のような経緯から、基本額3万円を減額する方向性のもと、基本額2万円とする。
※ 2万円は、一般給付における一般傷病の1万円（療養2か月以上）よりも高く、それに加えて、医師の発行する診断書が高くても1万円ということを考慮した額。
- なお、公務傷害の給付基準の見直しと合わせて公務疾病の給付基準も同様とする。

【改定による効果（見込み）】

- 今回の改定では、公務傷害、公務疾病の「基本（基準）額（最低給付額）」を1万円減額し、2万円として設定することで、
令和7年度から実施した場合、約220万円の給付額が減額する見込み

全国民生委員互助事業取扱要領 (改定箇所の抜粋)

1. 弔慰、見舞又は退任慰労の種別・金額・範囲

会員が次の各号に該当した場合、当該各号に定めるところによって、弔慰、見舞又は退任慰労を行う。

申請は、事故発生後1年以内に行うこと。

〔表1〕

種 別		金 額	範 囲
公 務 関 係	(1) 死亡弔慰 公務死亡	100,000 円 ～200,000 円	ア. 都道府県・指定都市、市区町村、福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他の関係機関の指示による諸活動、並びに民生委員・児童委員としての職務遂行下、他人から危害を加えられた、もしくは不慮の事故による死亡又は傷害。 イ. 前記による諸活動の遂行が直接の原因とみられる疾病。 ウ. その他明らかに公務の遂行に起因するとみられる死亡、傷害又は疾病。
	(2) 傷病見舞 ①公務傷害 ②公務疾病	30,000 円 20,000 円 ～ 150,000 円	
一 般 給 付	(1) 死亡弔慰 ①一般死亡 ②配偶者死亡	30,000 円 10,000 円	①会員の公務以外の事由による死亡。 ②会員と婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡。
	(2) 傷病見舞 一般傷病 ・療養1か月以上2か月未満(31日～60日) ・療養2か月以上(61日～)	8,000 円 10,000 円	

(3)災害見舞 ・全壊・大規模半壊・ 中規模半壊 ・半壊・準半壊	100,000 円 50,000 円	①会員自宅の全壊・大規模半壊・ 中規模半壊 ②会員自宅の半壊・準半壊
(4)退任慰労 ・在任3年を超える9年未 満(→ア.) ・在任9年以上15年未満 ・在任15年以上 ・在任9年以上(※)	3,000 円 5,000 円 7,000 円 一律 5,000 円(※)	ア. 対象者の在任期間が、 ・令和4年12月1日(一斉改選)以降 は「在任3年を超える9年未満」に改 定している。 イ. 死亡による退任の場合は、死亡弔慰をも って退任慰労を含むものとする。 (※) 令和10年12月1日(一斉改選に伴う11 月30日退任者)より、対象者の在任期間を 「在任9年以上」とし、金額を「一律5,000 円」に改定。

○令和2年10月16日一部改定。一般給付(3)災害見舞に「準半壊」基準を追加。「準半壊」基準は令和2年4月1日以降発生した災害に遡及適用。

○令和3年9月29日一部改定。一般給付(3)災害見舞に「中規模半壊」基準を追加。「中規模半壊」基準は令和2年7月3日以降発生した災害に遡及適用。

○令和4年3月1日一部改定。一般給付(1)-②配偶者死亡の弔慰金1万5千円を1万円に減額。一般給付(4)退任慰労の対象「3年以上」を「3年を超える」に改定。いずれも令和4年12月1日より適用。

○令和6年6月5日一部改定。公務関係(2)傷病見舞①公務傷害②公務疾病の金額「3万円～」を「2万円～」に減額。令和7年4月1日より適用。

○令和6年6月5日一部改定。一般給付(4)退任慰労の対象を「在任9年以上」とし、金額は「一律5千円」に改定。令和10年12月1日(一斉改選に伴う11月30日退任者)より適用。